

仕 様 書

- 1 工 事 名 固定式泡消火配管更新工事
- 2 工事提供場所 航空自衛隊美保基地
- 3 工事概要 No.6タンク固定式泡消火配管の一部更新

4 施工条件

- (1) 本工事は、完全週休2日制工事（土日）の試行対象工事である。
- (2) 週休2日の考え方

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、28.5%（8日／28日）以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

イ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など含まない。

ウ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

(3) 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

(4) 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

ア 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

イ 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

ウ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

エ 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

(5) 工事工程の共有

ア 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

イ 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注で共有するものとする。

ウ 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

エ 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(6) 現場閉所の達成状況及び精査

対象期間における全ての週において完全週休2日（土日）が達成できていない又は月単位の週休2日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、現場管理費及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(7) 作業時間

本工事の作業時間は、標準仕様書及び現場説明書によるほか、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込むほか、猛暑による作業不能日数を以下のとおり見込んでいる。

猛暑による作業不能日数：8日間

なお、工期中に発生した猛暑による作業不能日数（現場作業時間において、環境省が公表する中国地方鳥取県境地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）又は、実際に現場にて計測するWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単価で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が上記の日数から著しく乖離し、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、工期延長を含めた変更契約について監督官と協議するものとする。

5 一般仕様

- (1) 本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」によるほか図面及び仕様書により、監督官と調整の上、実施するものとする。
- (2) 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該工事関係者以外に貸出し、複製又は閲覧させてはならない。
- (3) 本仕様書に明記なき事項といえども技術上又は取り合わせ上当然実施すべき事項は、監督官と協議の上、契約相手方の負担において実施する。
- (4) 契約相手方の過失により既設建物等に損傷を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに原型に復旧するものとする。
- (5) 本工事における資材等は、全て契約相手方の負担とする。また、資材等の使用にあたっては、強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境負荷低減を考慮するものとする。
- (6) 契約相手方は、基地内で工事を行う場合、基地への立入り及び基地内での行動（出入門手続き・火気の取扱い）は当該基地の規則に従い、指定した場所以外に許可なく立入りしてはならない。また、工事現場においては、常に資材等の整理整頓を行い、事故防止に十分注意をするものとし、必要に応じて標識、表示等により、安全対策を講ずるものとする。
- (7) 入札業者においては、情報保全の観点から以下の項目に該当する者は工事関係者として施設の立ち入りは認めないものとする。

工事件名	固定式泡消火配管更新工事	番号	1／4
航空自衛隊美保基地		作成年月日	R8年8月25日

- ア 契約相手方との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者
- イ 国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者
- (8) 一部施設へは立入申請を行い、許可された者のみが工事を行うものとする。
- (9) 契約相手方は、基地内において、電気（100V AC コンセント）及び水道の使用が必要な場合は、監督官の許可を得て無償で使用する事ができる。

6 工事概数量
No.6 タンク

種別	工 種	種 目 ・ 規 格	数量	単位
機 械 設 備 工 事	撤去工事	配管撤去 100A（撤去後再使用しない）	8.58	m
		配管撤去 20A（撤去後再使用しない）	0.14	m
		仕切弁撤去 20A	1	個
		キャップ撤去 20A	1	個
		ライザーストレナー撤去 100A	2	個
		フレキシブルメタルホース撤去 100A	2	個
		エアフォームチャンバー撤去 MAF-1200V	2	個
	配管工事	消火配管取付 100A	8.58	m
		消火配管取付 20A	0.14	m
		仕切弁取付 20A	1	個
		キャップ取付 20A	1	個
		ライザーストレナー取付 100A	2	個
		フレキシブルメタルホース取付 100A	2	個
		エアフォームチャンバー取付 MAF-1200V	2	個
	塗装工事	配管塗装 100A（ライザーストレナー部含む）	9.2	m
		配管塗装 20A（ドレン部含む）	0.14	m
		エアフォームチャンバー塗装	2	個

7 工事仕様

(1) 共通

- ア 使用資材の規格については、本仕様書に記載されたもの又は、同等品以上を使用するものとする。同等品以上の規格を使用する場合は、規格が分かる資料を提出し承認を得るものとする。
- なお、同等品以上とは、本仕様書に記載された規格の資材を用いた時と同じかそれ以上に設備の品質が確保できる同系統の材料をいう。
- イ 使用資材は、指定する場合を除き全て新品とし、現場搬入時に監督官の検査を受け合格したものとする。
- ウ 各種仕上りの塗装色は、赤色（標準仕様）とする。これによりがたい場合は、監督官と協議したものを使用するものとする。
- エ 発生材は、種別ごとに整理し、金属類は監督官の指定する場所に整理集積後、発生材調書により監督官に引き渡すものとする。

(2) 機械設備工事

ア 撤去工事

- (7) 既設配管の撤去については、運搬に支障のない長さに切断するものとする。
- (4) 配管を切断する際は、火を使わない工法又は工具を使用するものとする。
- (9) 配管撤去の際は、他の配管等を損傷させないように実施するものとする。

イ 配管工事

- (7) 配管類は、フランジ接合又は溶接接合とし、仕切弁部分の配管類は、ねじ接合するものとする。
- (4) 現場溶接については、火花が飛散しない処置を施し、適切な養生をした上で施工するものとする。
- (9) 消火配管更新に当たっては、現場実測を確実にし施工するものとする。
- (エ) 配管類については、指定したもの又は消防法に基づくJIS規格品を使用するものとする。
- (オ) 水圧試験は、溶接した箇所の試験とし、当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧で行うものとする。

ウ 塗装工事

(7) 施工内容

施工箇所	種 類	回数	備 考
消火配管等	さび止めペイント	1 回	JIS K 5674又は同等品以上
	調合ペイント	2 回	JIS K 5516又は同等品以上

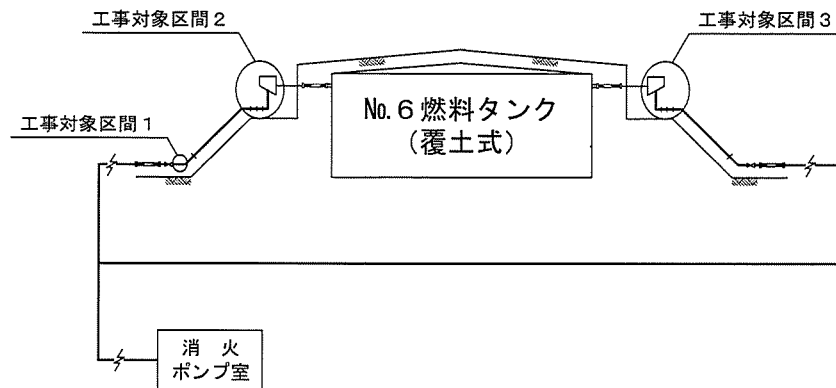
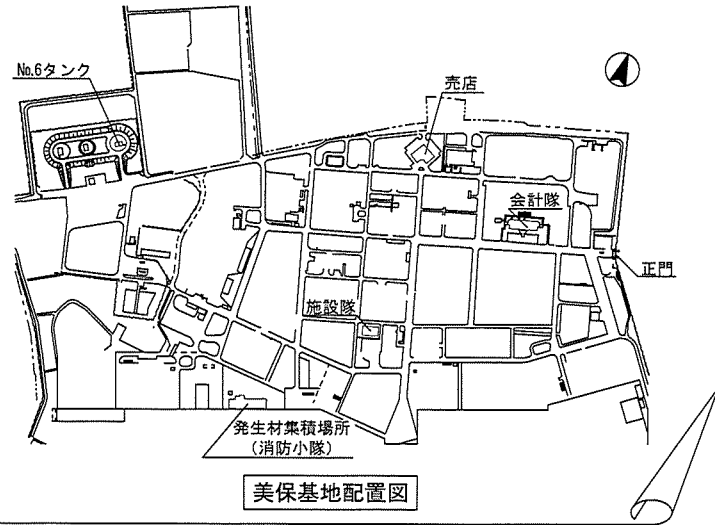
- (4) 支持金物の塗装は除くものとする。

(3) 施工管理

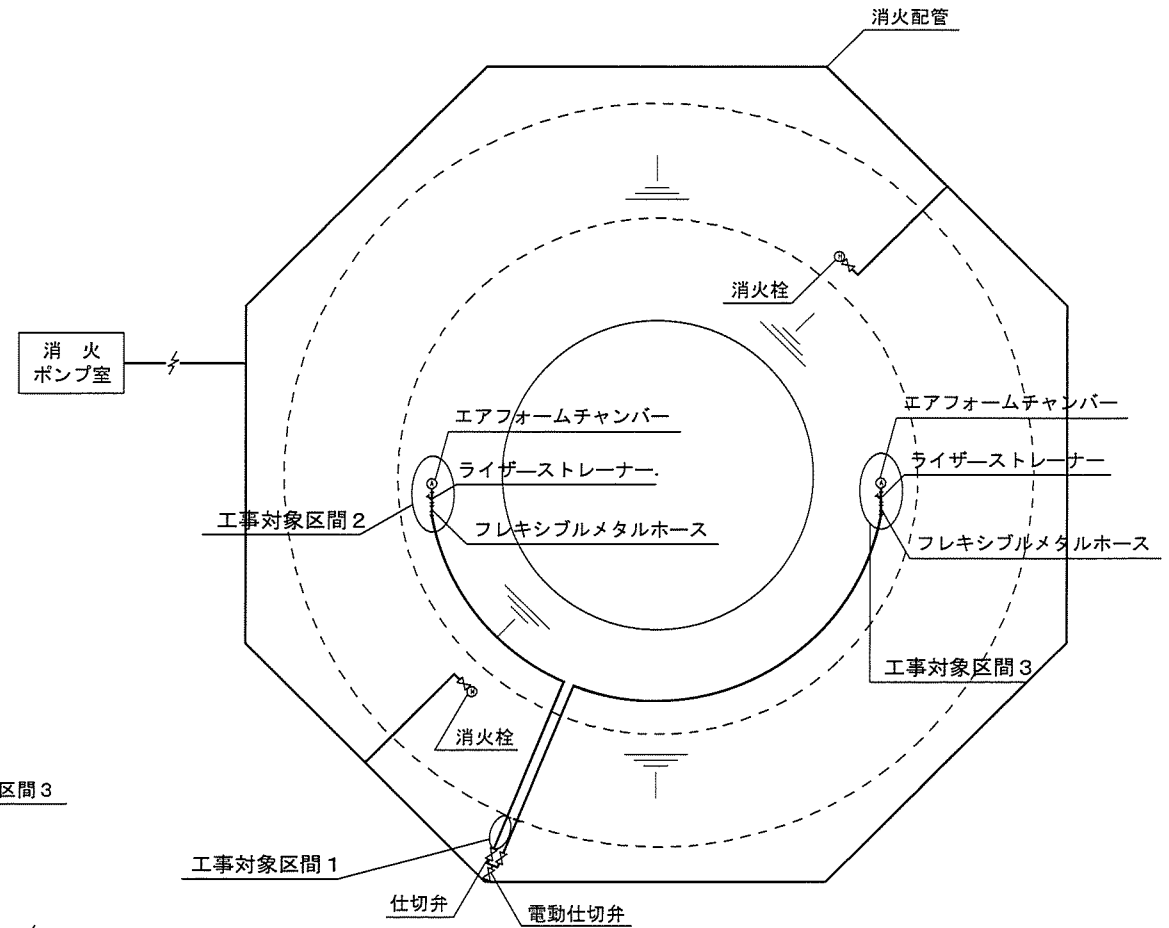
- ア 主任技術者は、本工事の施工にあたり十分な知識と経験を有するものとし、消防設備士甲2類の資格を保有する者を充てるものとする。
- イ 現場代理人又は主任技術者は、着工前に工程表を監督官に提出し、施工方法等について、承諾を受けるものとする。また、当該工事に係る設備の概要及び状態等を十分に把握するものとする。
- ウ 工事に際し、可燃性ガス検知器等での監視状態のもとで実施するとともに、消火器等を準備して安全管理に留意するものとする。
- エ 使用する工具類については、防爆工具を使用するものとする。
- オ 工事に必要な器材及び消耗品等は、契約相手方の負担とするものとする。
- カ 当該工事において必要な各種書類等の作成、消防局等への調整、届出及び諸手続き等（費用を含む。）は、契約相手方において実施するものとする。

以 上

工事件名	固定式泡消火配管更新工事	番号	2 / 4
航 空 自 衛 隊 美 保 基 地		作成年月日	R8年8月25日

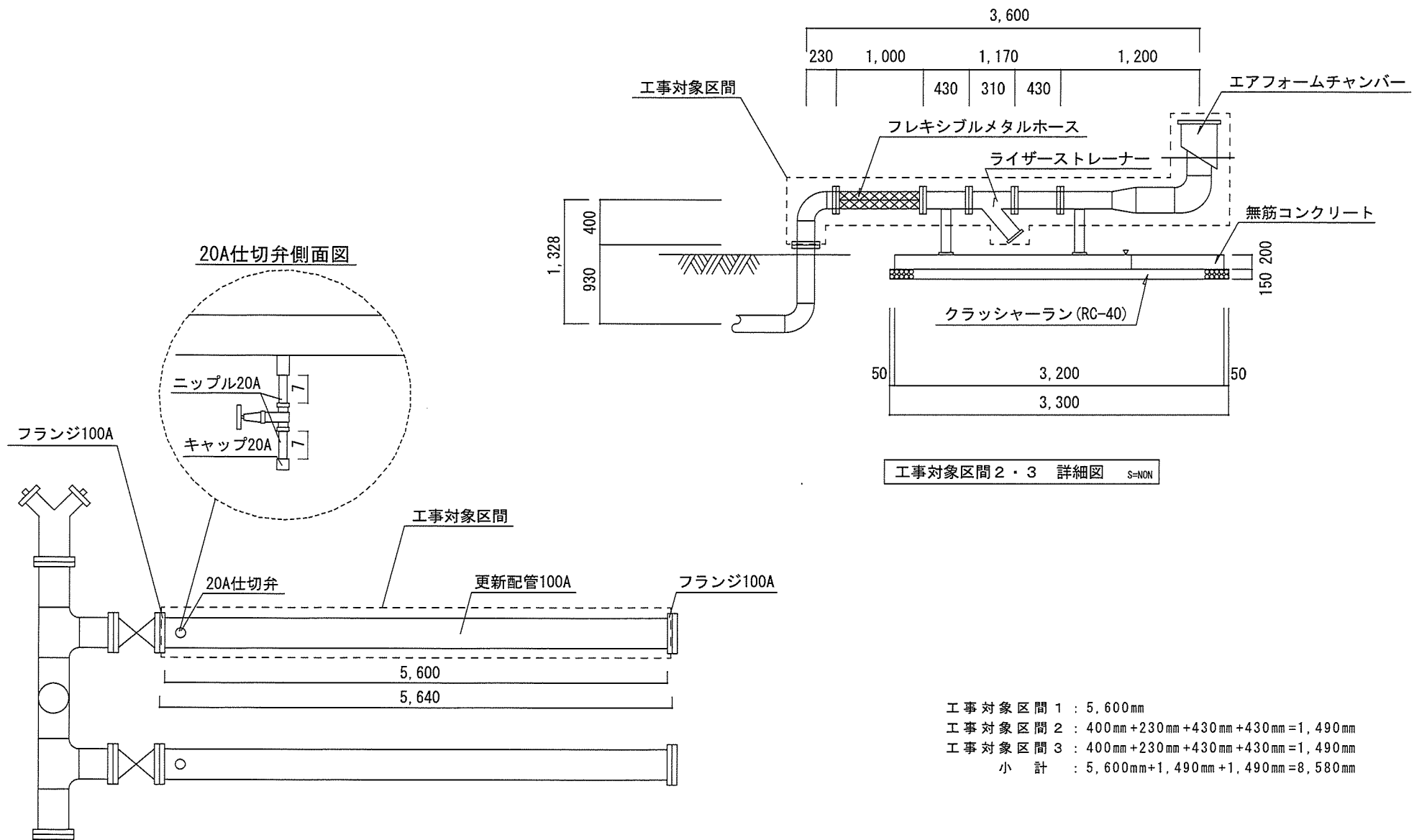


No. 6 タンク配管系統図 S=NON



No. 6 タンク全体平面図 S=NON

工事件名	固定式泡消火配管更新工事	番号	3 / 4
航空自衛隊美保基地		作成年月日	R8年8月25日



工事対象区間1 詳細図 S=NON

工事件名	固定式泡消火配管更新工事	番号	4 / 4
航空自衛隊美保基地		作成年月日	R8年8月25日